

宮城県監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 6 年 6 月 21 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	吉田	計

記

1 監査委員の報告日

令和 6 年 3 月 26 日

2 通知のあった日

令和 6 年 5 月 23 日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和 4 年度収入未済額

現年度分 63,163,655円

過年度分 212,428,511円

合 計 275,592,166円

・令和 3 年度収入未済額

現年度分 71,905,698円

過年度分 203,294,239円

合 計 275,199,937円

ロ 措置の内容

<発生原因>

収入未済額のうち約 8 割を占める個人県民税は、地方税法第 41 条第 1 項の規定に基づき、個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行われるため、収入未済額の縮減は、当該市町村の徴収体制等が大きく影響する。管内の市町は、税務担当課の組織も住民サービス部門と統合されているなど、納税折衝や財産調査、差押等の滞納整理の実務的な人員体制の確保が困難な状況である。

その他の税目のうち不動産取得税は、大口滞納繰越案件の納付が難航したほか、自動車税種別割は、管内は高齢化率が高い地域であることも影響し、病気や失業など収入減による滞納事案が多かった。

<処理内容>

個人県民税は、県と市町連名により特別徴収義務者への切替通知の発送や共同催告を行った。また、徴収困難事案について地方税法第739条の5（旧第48条）に基づき2市4町から直接徴収を引き受けたほか県税還付金情報の提供による差押支援を行い、滞納整理を推進した。

その他の税目は、換価性の高い預貯金や給与などに加え各種債権に幅広く差押えを執行した。大口・長期滞納事案については、検討会を開催して整理状況を共有し、処理方針を定めて対応した。

このほか、資力が十分ではない滞納者に対しては、滞納処分の執行停止など納税の緩和措置を適用し、適切な債権管理に努めた。

<再発防止策>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務運営について」に基づき、収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税は、これまでの取組を継続するとともに、市町に対して共同催告の実施拡大等を働き掛けるほか、滞納整理事務研修会開催など徴収技術の向上を図ることにより、滞納整理を支援する。

その他の税目は、令和5年度から本格導入されたオンライン預金調査システムを活用するなど、早期の財産調査と滞納処分を実施することにより、収入未済額の縮減を図る。

(2) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

- ・ 令和4年度収入未済額
 - 現年度分 349,867,420円
 - 過年度分 393,744,899円
 - 合 計 743,612,319円
- ・ 令和3年度収入未済額
 - 現年度分 349,273,218円
 - 過年度分 502,138,101円
 - 合 計 851,411,319円

ロ 措置の内容

<発生原因>

令和4年度収入未済額は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収緩和制度を適用した事案の管理徹底による整理促進に努めたことにより前年度に比べ減少したものの、同感染症の再拡大に伴う減収の影響等による徴収緩和制度の新たな適用や新たな徴収困難事案が生じたことが収入未済額に影響した。

<処理内容>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「令和5年度県税事務の運営」に基づき、引き続き仙台市と連携・協働して、徴収対策に取り組んだ。

個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市と連携して住民税徴収対策会議や面談・電話対応をテーマにした研修を開催し、情報共有及び滞納整理技法の向上を図ったほか、県税還付金の情報提供や車両保有状況調査支援など協働した徴収対策に取り組み、税収の確保と収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外に関しては、滞納発生後速やかに折衝、財産調査を行い、納税資力がある滞納者に対して、換価・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押えを執行したほか、不動産の公売にも取り組んだ。

<再発防止策>

引き続き徴収緩和制度を適用した事案について適切に管理する。その他、新たに発生する滞納事案については、滞納者の実態把握を徹底し、財産調査等の結果、納税資力があると認められる場合には滞納処分を前提とした滞納整理に取り組み、収入未済額の縮減を図っていく。

(3) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度収入未済額

現年度分 100,098,034円

過年度分 143,731,653円

合 計 243,829,687円

・令和3年度収入未済額

現年度分 93,393,198円

過年度分 163,352,552円

合 計 256,745,750円

ロ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、収入の減少など、やむを得ない理由で納期限までに納付できない事案や、財産調査を実施しても差押可能な財産が判明しない徴収困難事案により収入未済が生じたもの。

<処理内容>

個人県民税については、市町村自らの徴収努力に加え、市町村との併任制度を活用した実働組織「チームT.O.T.O」において、徴収困難事案への協議・検討に取り組んだほか、特別徴収義務者への共同催告や捜索支援、共同訪宅等を実施し、収入未済額の縮減を図った。引き続き、当該組織による市町村との連携・協働した徴収対策の取組を継続して収入未済額の縮減に努めていく。

個人県民税以外の一般税については、進行管理の徹底と滞納事案の検討を随時行い、滞納整理方針を明確にして、迅速かつ計画的な財産調査を行うことで、滞納者の納税資力を把握し、納税資力がありながら納税しない滞納者に対しては、換価の容易な預貯金を中心に差押えを行った。また、納税資力のない滞納者については、納税緩和措置の適用を適切に行うことで、一層の収入未済額縮減に努めていく。

<再発防止策>

地方税法等に定められた滞納処分や納税緩和措置を講じ、引き続き、粘り強く滞納整理を行い収入未済額の縮減に努める。

(4) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度分収入未済額

現年度分 90,252,228 円

過年度分 160,470,591 円

合 計 250,722,819 円

・令和3年度分収入未済額

現年度分 90,442,131 円

過年度分 151,510,690 円

合 計 241,952,821 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

納税義務者が傷病や失業等により収入が著しく減少するなど、やむを得ない事情により未納となった事案、財産調査を行った結果差押可能な財産がなかった事案、税務署調査により過去3～5年間遡って所得税が修正され、それに連動して課税となる個人県民税が大口の滞納となった事案等の発生により収入未済額が増加したものの。

<処理内容>

収入未済額が最も多い個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動のほか、管内市町との職員併任により、共通する滞納事案について情報共有等を行い、連携の強化を図った。宮城一斉滞納整理強化月間では、管内市町との共同催告を実施したほか、住民税徴収対策会議において、滞納処分研修会を開催し、職員の滞納整理技法の向上を図った。その他、県税還付金や財産調査結果の情報提供による徴収支援を行った。

その他の税目については、計画に従って各種財産調査を効率的に実施し、早期滞納整理に着手することにより、収入未済額の縮減を図るとともに、現年課税分の滞納繰越の防止を図った。大口（滞納額30万円以上）事案及び徴収困難な事案は、定期的に進行管理を行うことにより滞納整理方針を決定し、滞納整理に取り組んだ。また、財産調査の結果、差押可能な財産がないと判断した者については、滞納処分の執行停止とするなど、適切な滞納整理に努めた。

<再発防止策>

「第6次県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収確保に努める。

個人県民税については、滞納整理連携・協働チームによる活動及び管内市町との職員併任を継続し、住民税徴収対策会議による研修会の開催や共同催告（文書・訪宅）、還付金情報等の提供による徴収支援を実施し市町との連携を強化する。

その他の税目については、滞納処分を中心としつつ、自動車税をはじめ納期内納付啓発活動の実施、新たに滞納となった事案に対する催告（文書・訪宅）と財産調査の早期実施、大口・徴収困難事案に対する検討会の開催や納税資力のない納税者に対する納税緩和制度の適用等、状況に応じた適切な債権管理の実施により、収入未済額の縮減に取り組む。

(5) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度分収入未済額

現年度分	87,656,012 円
過年度分	163,848,953 円
合 計	251,504,965 円

・令和3年度分収入未済額

現年度分	75,007,678 円
過年度分	159,866,982 円
合 計	234,874,660 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

収入未済額を縮減すべく努力を続けているが、新型コロナウイルス感染症の影響等による景気停滞、国税の調査による修正等に伴う大口滞納案の発生などもあり、結果として収入未済額が増加したものの。

<処理内容>

個人県民税については、職員併任制度を活用し県と各市町の徴収担当職員の相互支援体制を構築しており、県と市町が合同で納税折衝や搜索等を積極的に実施したほか、県と市町の連名による共同文書催告や毎月の自動車税還付金の差押支援など、さまざまな手法で収入未済額の縮減に努めている。

個人県民税以外の一般税目については、滞納発生後速やかに文書催告、電話、訪宅等で納税勧奨を行うとともに、預貯金・給与等の差押えや搜索による動産差押え等を行い滞納処分を積極的に進めている。また、財産調査等により納税資力がないと判断された滞納者に対しては適切に処分停止等を行うなど、収入未済額の早期縮減に努めている。

<再発防止策>

収入未済額を縮減するためには、特に新たな滞納の発生と累積を防止することが重要であることから、新規滞納事案については早期の催告と折衝により短期間で完納するよう納税指導を行うとともに、督促・催告に反応せず自主納付しない滞納者に対しては、速やかに預貯金・給与等の差押え等の厳しい滞納処分を毅然として行い、滞納の増加を抑止するよう取り組んでいく。

また、これらの方策の実現には、効果的な督促・催告の実施や、処分可能財産を早期に発見するための調査方法の改善が不可欠であることから、当所と市町の徴収担当職員が相互に協力して、効果的な調査方法等の情報交換や徴収技術向上のための研修を実施する等の取組を継続していく。

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和4年度分収入未済額

現年度分	17,186,993 円
過年度分	39,482,347 円
合 計	56,669,340 円

・令和3年度分収入未済額

現年度分	15,943,971 円
過年度分	43,010,007 円

合 計 58,953,978 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

病気や失業、収入の減少などやむを得ない理由で納められない事案、財産調査を実施しても差押え可能な財産が判明しない事案や年度を超えて分納を行っている事案等、滞納者それぞれの理由により収入未済となっているもの。

<処理内容>

個人県民税は、収入未済額の縮減に向けた栗原市との情報・意見交換等による連携強化を図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、栗原市との連名による文書催告及び訪問催告を実施した。さらに北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議を開催し、他の市町との意見交換の機会を設けた。このほか、他圏域で開催された滞納処分に関する研修会の紹介や県税還付金差押支援の実施など積極的に支援を行った。

個人県民税以外の税目は、地区担当者と納税指導員が連携し、過去の折衝記録等を参考にしながら早期の納税折衝及び財産調査に着手した。

滞納整理に当たっては、財産調査により判明した預貯金・生命保険・給与等の債権を主体とした差押え及び取立てを行ったほか、分納誓約等の履行管理を徹底した。納税資力のない滞納者については、滞納処分の執行を停止するなど適正な債権管理に努めた。

<再発防止策>

個人県民税は、栗原市との協働体制を継続し、併任発令の継続、滞納処分等の業務支援、宮城一斉滞納整理強化月間における集中的な滞納整理の一環として訪問や文書による共同催告を実施する。北部県税事務所との共催による住民税徴収対策会議の開催や、高度な徴収技法習得のための研修会を実施する。

個人県民税以外の税目については、早期の折衝開始と財産調査を行うとともに分納誓約の履行管理を徹底するほか、納税資力がない滞納者については、滞納処分の執行を停止するなど、適正な債権管理に努め、滞納額縮減に努める。

(7) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

・令和4年度分収入未済額	
現年度分	7,513,650 円
過年度分	73,976,139 円
合 計	81,489,789 円
・令和3年度分収入未済額	
現年度分	11,516,598 円
過年度分	73,282,772 円
合 計	84,799,370 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

生活保護扶助費返還金

新型コロナウイルス感染防止により被保護者訪問調査を自粛しなければならず、電話による

生活状況調査で、収入申告等を指導する状況であった。

被保護世帯に対しては、定期的に収入申告書を提出するよう指導しているが、提出が遅れる世帯も少なくない。その結果、収入に応じた生活保護扶助費の返還を命じた時には、既に申告した収入は消費され、返還が困難となるものがあつた。

<処理内容>

○ 訪問等により納入を指導するとともに、一括返還が困難な者に対し履行延期等特約承認による分納、分納による返還としている被保護世帯に対し、生活保護法第 78 条の 2 に基づく扶助費からの返還を促した。

○ 令和 5 年 11 月から令和 6 年 3 月までを「未収債権回収強化月間」に設定し、期間中 1 回以上の電話催告や訪問による納付指導を行った。

<再発防止策>

○ 未収債権の新規発生抑制

新規開始世帯を含む全世帯に対し、訪問調査時に収入申告義務について説明するよう班員に周知した。

また、遡給年金等今後収入が見込まれるものについて、被保護世帯への事前説明及び適時収入確認を班員に周知した。

○ 未収債権の縮減

収入管理用の帳簿の情報共有化を図り、班員が適時収納状況を確認できるようにし、返還が遅延しているものについて、履行延期等特約承認による分納を含めた納入指導を行うよう班員に周知した。

(8) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地使用料について、6 か月以上の調定遅延があつたもの。

・件数 1 件

・金額 3,000 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

令和 4 年度の調定の際、前年度（令和 3 年 4 月）の事務処理を参考に調定を行ったが、令和 3 年 5 月に追加で使用許可した電柱敷地使用料があつたことを失念し、当該調定を行っていなかったもの。

<処理内容>

相手方に事情を説明して令和 5 年 2 月 16 日に調定し、同日相手方に納入通知書を送付した。財務システムで同年 3 月 7 日に納入されたことを確認した。

<再発防止策>

執務室内に行政財産使用許可一覧を掲示して使用許可内容が見える化し、未調定の防止に努めている。

また、期限のあるもの（特に年度初め）については、担当者が異動しても確実に行えるよう引継ぎを徹底するほか、管理職もチェックできるように職員端末のスケジュール機能を活用し、再発防止に向けた取組を継続していく。

(9) 北部保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

生活保護扶助費返還金

- ・令和4年度分収入未済額
 - 現年度分 5,255,000 円
 - 過年度分 8,186,008 円
 - 合 計 13,441,008 円
- ・令和3年度分収入未済額
 - 現年度分 4,071,013 円
 - 過年度分 5,434,768 円
 - 合 計 9,505,781 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

被保護世帯に対しては、収入申告義務について、説明しているが、収入申告書の提出遅延や未申告などにより、当所で収入を確認できた時点では、既に当該収入は消費されていることが多く、返還金の納付が困難となっているもの。

<処理内容>

家庭訪問などにおいて、返還義務の説明を行い、納入を促すとともに、一括納入が困難である場合は、履行延期特約承認による分納や保護費からの返還などの債務者が納入しやすい方法を提案することで収納促進を図った。また、年2回の債権回収重点期間を定め、全ての債務者に催告書を送付するとともに、電話による催促を集中的に行い返還金の納入を促した。

<再発防止策>

1 未収債権の新規発生抑制

新規開始時や家庭訪問時に収入申告書義務の周知徹底を図るとともに、常に収入申告書の提出状況を把握し、申告を待つのみではなく、収入が見込まれる時期には訪問時の申告書徴取や電話等で申告を促すなどの積極的な対応を行うことで、未申告による新規未収債権発生の抑制に努める。

2 未収債権の縮減

納付が滞っている被保護者等へは、引き続き返還金納付への意識が希薄とならないように家庭訪問等による返還義務の説明や電話などによる納付への働きかけを徹底するとともに、分納や保護費からの返還などの制度を利用することで収納促進を図る。

また、所内未収債権回収対策検討会議の開催や回収チームを編成し、未収債権に対して集中的かつ組織的な対応を行うことで、未収債権の縮減を図る。

(10) 中央児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

「親権停止の審判の取消し審判」が確定したときは、戸籍法の規定により、申立人である児童相談所長は、確定した日から10日以内に市町村へ届出をする必要があるが、その認識がなく、届

出が約9か月遅れとなったことから、正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が科されたもの。

・過料 3,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

令和4年1月に通告を受理した児童虐待案件について「親権停止の審判」の申立てを行ったが、その後、その原因となった事実が消滅したことから「親権停止の審判の取消し審判」の申立てを行い、令和4年9月に審判が確定した。

市町村へ戸籍法の規定による届出が必要であったが、その認識がなく、令和5年6月に児童の本籍地の市町村から未届出である旨の連絡を受け、速やかに届出を行ったものの、令和5年8月に仙台簡易裁判所から正当な理由なく法定の期間内に届出をしなかったとして、過料が科されたもの。

<処理内容>

—

<再発防止策>

所内各種会議等において、本件内容を共有し、要保護児童の保護措置に係る適正な司法手続きに当たっては、関係法令等の規定を複数職員で確認すること、顧問弁護士の指導・助言を受けることなどを周知した。また、各児童相談所宛て保健福祉部長通知を受けて、法令遵守について一層の周知徹底を図り、再発防止に努めている。

(11) 中央児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

7月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したもの。

- ・件数 1件
- ・金額 13,800円
- ・督促手数料 100円

ロ 措置の内容

<発生原因>

会計年度任用職員に係る令和4年度住民税の納付について、処理期限までに納付書が届かなかったため、担当者が市に連絡したところ、本人に納付書を送る旨の説明を受けた。その後、事務所に納付書が届いたが、担当者は本人の直接納付と誤認し納付を行わず、後日督促状が届いた際も上司に報告しなかった。

担当者が確認を怠っていたこと、督促状が届いた時点で上司への報告や相談がなかったこと、上司が進捗管理を怠っていたことが重なったことが、処理遅延の原因である。

<処理内容>

—

<再発防止策>

職員の住民税納付に関する事務処理は、現在は総務事務センターの所管となっているが、外部講師への報酬等に係る所得税の納付は引き続き事務所での事務処理となるため、上司及び担当による歳入歳出外現金のチェックや進捗管理を徹底し、処理漏れがないよう注意する。

(12) 北部児童相談所

イ 監査委員の報告の内容

行政財産の使用許可に係る使用料において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

電柱敷地使用料について、6か月以上の調定遅延があったもの。

- ・件数 1件
- ・金額 1,500円

ロ 措置の内容

<発生原因>

年度当初に調定が必要であることを担当者が認識しておらず、会計担当者間でも十分に共有されていなかったことから、次年度の行政財産使用許可の更新手続き準備中に、調定処理を行っていないことが判明したもの。

<処理内容>

調定処理の必要性を認識後、処理内容を確認し、調定を行った。

<再発防止策>

会計担当者間での処理状況の共有・確認が必要と認識し、会計事務処理のスケジュール一覧表を作成の上、複数人で確認し、遅延防止に努めている。

(13) 仙台地方振興事務所

イ 監査委員の報告の内容

工事請負契約において、事業の執行管理が不適切であり、一時的に過払いが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

- 1 毎月提出される履行確認の確認が不十分であり、事業の執行管理が不適切であったもの。
- 2 事務所で実施した出来高検査において、請負者が申請した出来高と本来の出来高に乖離が生じていることを見抜けなかったため、その時点で支払うべき以上の代金を支払い、最終的には請負者に支払う総額に過不足はなかったが、一時的に過払いが発生していたもの。

- ・出来高払い額 62,919,000円 (95.0%)
- ・試算出来高額 36,631,000円 (55.3%)
- ・試算過払い額 26,297,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

工事受注者からの出来高検査前後の履行報告書提出が遅れたため出来高検査直近の履行状況確認が不十分であったこと。

また、令和3年3月26日に工事受注者から提出された部分払い請求について、3月30日に実施した出来高検査において、実地及び諸資料からは出来高との乖離が生じていることが確認できず、出来高率を95%と認定したもの。

<処理内容>

—

<再発防止策>

工事契約後、受注者から提出される計画工程表を基に、工事履行確認書を作成し、実際の工程と進捗状況の乖離等を監督員等で共有する。

毎月報告を受ける履行報告書の内容確認について、工事の進捗がわかる写真を全工種添付するとともに、総括担当者が四半期毎に現場で進捗状況を確認し、遅延が確認された際は適切に指導する。

さらに、出来高検査等においては、事前の現場確認作業を複数人で行うことなどを徹底する。

(14) 農業大学校

イ 監査委員の報告の内容

報償費において、二重払が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

額縁の代金について、支払完了後に再度請求書を徴収し支払ったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 23,760円

ロ 措置の内容

<発生原因>

支出担当者間の連絡不足及び財務システムによる確認不備による。

額縁の購入（報償費）において、支払処理が完了していたのにも関わらず、差し替えの納品書が届いたことから、別の担当が未払いと誤認し、請求書の再発行を依頼し、二重に支払処理を行った。

<処理内容>

業者からの連絡を受け事実確認を行い、速やかに返納手続きを行った。また、発生事案について出納員へ報告し、再発防止策を検討した。

<再発防止策>

問い合わせ中等の事案については、処理状況等の伝達を職員間で行うよう徹底し、財務システムによる「物品調達状況、支出負担行為一覧等」の確認方法を担当職員間で研修した。これにより、その後は同様の事案は発生していない。

(15) 農業大学校

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

印刷物の代金について、支払遅延防止法に規定する支払時期を超えて支払を行ったもの。

- ・ 件数 1 件
- ・ 金額 253,990円

ロ 措置の内容

<発生原因>

発注担当者の物品発注処理に関する知識不足による。

学校案内の印刷（需用費）において、発注担当者は、施行伺等を起案したが物品調達システムでの処理を失念し、また、納品完了後は請求書を受理したが、支払担当職員に提出しないまま保管していた。

<処理内容>

予算担当が予算執行状況の確認をしていたところ、未執行の需用費に気づき、速やかに処

理を行った。また、受注業者に対し、経緯を説明し、支払遅延利息の支払いについての通知を行ったが、受注業者からは、遅延利息の支払いは不要である旨の連絡があったもの。

<再発防止策>

全職員に対し、発注手順等を整理した文書を配付し周知した。また、担当者の長期不在等に備え、学部・班内での進捗管理及び迅速な事務処理を徹底するように指示した。さらに事務処理について不安がある場合は、学生班（事務担当）による業務支援を積極的に行うこととした。これにより、その後は同様の事案は発生していない。

(16) 農業・園芸総合研究所

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・件数 1 件
- ・業務名 一般廃棄物収集運搬業務
- ・予定価格 180円（リサイクル1袋）
- ・契約金額 183円（リサイクル1袋）

ロ 措置の内容

<発生原因>

設計書では「ゴミ袋（可燃物）」と「ゴミ袋（リサイクル）」を個別に積算しており、本来であればそれぞれ予定価格の範囲内で契約すべきところ、ゴミ袋（リサイクル1袋）について予定価格を超えた額で契約したものの。

<処理内容>

令和6年度の委託契約発注に際しては、適正な取扱いに改め、それぞれ予定価格の範囲内で契約した。

<再発防止策>

当該案件に限らず、業務の発注に当たっては、関係規程との整合性を複数人で確認して発注する。

また、担当者には会計職員研修を受講させ、知識の向上を図る。

(17) 農業・園芸総合研究所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、払出遅延による督促手数料の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

4月分個人住民税について、納付期限に遅延し、督促手数料が発生したものの。

- ・件数 1 件
- ・金額 1,100円
- ・督促手数料 100円

ロ 措置の内容

<発生原因>

会計年度任用職員の給与支給処理において、当該会計年度任用職員の給料からは住民税額を正しく控除していたが、課税市町村ごとの確認が足りず、複数の目での確認を怠ったことから、転記誤りが1件あり、本来納付すべき課税市に対して納付せず、督促手数料が発生し

たもの。また、誤納付した市に対しては本来の納付額より過大に納付したものの。

<処理内容>

本来納付すべき課税市から、令和4年6月1日に納付書兼納付済通知書（督促状納付用）が届いたことから未納付が判明し、5月分住民税の納付時（令和4年6月8日）に4月分住民税及び督促手数料を納付した。また、誤納付した市に対しては納付額が過大になっていることを連絡し、5月分住民税納付時に相殺処理した。

<再発防止策>

令和4年7月以降の住民税納付については、給与からの控除額と各市町村の特別徴収決定通知書を担当者のみではなく、複数職員が目目でチェックする体制を整えた。

(18) 北部土木事務所

イ 監査委員の報告の内容

歳入歳出外現金において、引き続き払出遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

工事に係る契約保証金において、完成検査後、3か月以上払出が遅延しているもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 183,040 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

工事請負業者から完成払の請求書は提出されたものの、契約保証金に係る払出請求書が提出されず、督促を行っていなかった。当事務所では令和4年7月豪雨による応急復旧工事のため、他の事務所からの応援を受け対応していたが、応援終了の際、当該応援職員と当事務所担当との引継が十分になされなかった。契約保証金等に係る歳入歳出外現金については、補助簿に記録し財務システムと随時、突合確認を行う管理作業を行っていたが、当該補助簿には工期や完成年月日に関する項目を設けていなかったことや、災害への応急復旧対応等、様々な要因が重なり払出が遅延したものの。

<処理内容>

請負業者から令和5年9月4日に契約保証金に係る払出請求書が提出されたことから、契約保証金の払出が未処理であったことが分かり、直ちに払出処理を行った。なお、業者側の口座には9月7日付けで入金された。

<再発防止策>

完成払の際に、経理班内で契約保証金に関する声かけをするとともに、これまでも歳入歳出外現金受払を管理してきた補助簿に、新たに工期や完工成年月日の項目を追加した上、それらを一定の期間超過した際に自動的にアラート表示をする機能を付し、2週間毎に複数の目目で確認することにより、同様の事案の発生を防止することとした。

(19) 仙台地方ダム総合事務所

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

公用車の修繕費について、支払完了後に当該請求書と一緒に提出されていた振込書で再度支払を行ったもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 25,900 円

ロ 措置の内容

<発生原因>

相手方から郵送された請求書を受取り、口座払いにより処理をしていたものの、所内におけるチェック体制が不十分であったことから、請求書に同封されていた振込書が未払いであると誤認し、振込書においても支払い二重払いとなったもの。

<処理内容>

相手方に対し事情を説明し、速やかに返納通知書を送付した結果、過誤払金が返納された。

<再発防止策>

請求書類を精査し、支払処理に必要な書類・伝票類は整理・処分するとともに、不明な場合は補助簿等により支払状況を確認し、誤処理防止を図る。また、管理・監督職員等複数人による確認行為を徹底し、再発防止に努める。

(20) 美術館

イ 監査委員の報告の内容

教育財産の使用許可に係る雑入において、調定遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

テナント等設置に係る雑入（光熱水費）について、調定遅延があったもの。

- ・ 6 か月以上の調定遅延
- 件数 15件
- 調定遅延の額 193,861円

ロ 措置の内容

<発生原因>

光熱水費については、テナントの使用量に応じて毎月収入調定を実施すべきところ、班内の人員体制等の理由により、5月から業務担当替えを行った際に、業務内容の把握・引継ぎが不十分であったこと、また、班内における進捗管理体制の不備により発生したもの。

<処理内容>

各テナントへ個々に経緯及び今後の対応を説明した後、未調定だった分を調定し、納付された。

<再発防止策>

定期的を実施する調定は、進捗管理をより徹底するため、対象ごとにチェックリストを作成し、2人以上で進捗を管理することとした。

(21) 泉高等学校

イ 監査委員の報告の内容

給料において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう内部統制の体制整備を図り、再発防止に向けた対策を講じられたい。

(内容)

会計年度任用職員の給料について、支給定日を過ぎて支給したもの。

- ・件数 1 件
- ・金額 50,016 円
- ・支給定日 令和4年10月21日

・支給日 令和4年10月31日

ロ 措置の内容

<発生原因>

育児休業中の職員が復帰する際に、代替職員から令和4年9月14日まで任用の会計年度任用職員の9月分給料の支払いに関する引継が漏れ、支払遅延が発生したものの。

令和4年10月26日に事務点検の中で支出されていないことに気づき、10月31日に支払った。

<処理内容>

—

<再発防止策>

定期的に処理しなければならない業務を一覧表化し、処理するごとに日付を記入し、事務室内の所定の場所に掲示することにより事務室全員で進捗が把握できるようにした。

さらに、任用期間を一覧表に追記し、支給誤りが発生しないよう併せて確認するようにした。

(22) 宮城野高等学校

イ 監査委員の報告の内容

私費会計において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

生徒閲覧用の新聞購読料について、県費で支払うべきところを団体費で支払ったもの。

・期間 令和4年4月～令和4年5月

・金額 7,000円

ロ 措置の内容

<発生原因>

会計担当者が、業者から支払方法が現金のみと説明された際、県費では支払えないと誤認し、団体費で支払ったもの。

<処理内容>

令和4年6月以降の新聞購読料は、県費での支払いに改めた。

<再発防止策>

県費で負担すべきものについては確実に県費を充てるよう、会計担当者だけではなく事務室全体で情報を共有し、その都度適切な対応を確認し合い、会計事務処理を進める。

(23) 高校教育課、高校財務・就学支援室

イ 監査委員の報告の内容

県立学校における私費会計において、これまでの取組にも関わらず、職員による私的流用が後を絶たないことから、その根絶に向けて抜本的な対策を講じられたい。

(内容)

○白石工業高等学校

・教育委員会で認定した私的流用額 3,244,300円

・私的流用があったとされる期間 令和5年3月

ロ 措置の内容

<発生原因>

過去に在籍した事務室長が、金融機関の金額未記入の出金伝票に届出印を押印し、担当者に渡しており、その出金伝票を悪用されたもの。

さらに、「学校徴収金取扱マニュアル」に基づく取扱いが徹底されておらず、通帳と出納簿の確認及び四半期ごとの中間検査が未実施であったため、発覚が遅れたもの。

<処理内容>

白石工業高等学校の学校徴収金全体の管理状況について、臨時の実地調査を実施し、判明した課題点について速やかに改善を図るよう指示した。

処分公表後、臨時県立学校事務長会議を開催し、私的流用根絶に向けた取組を徹底するよう指示した。

<再発防止策>

本事案については、現行の「学校徴収金取扱マニュアル」の改定直前に発生した私的流用であるため、現行のマニュアルに基づく取扱いの徹底に関する指導は継続して行っていく。併せて、事前予告無しでの実地指導を含めた指導体制の更なる強化、県北地区の県立学校が相互で学校徴収金の相互チェックを行う「学校徴収金ピア・ラーニング」の推進など、責任感と緊張感を持って取り扱うよう意識改革を行っていく。

また、私費会計である学校徴収金会計処理が事務室の負担になっていることから、事務処理効率の向上と適正処理を両立させる手法の検討を進めていく。

(24) 白石工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

私費会計において著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないよう抜本的な対策を早急に講じられたい。

(内容)

私費会計において、金融機関届出印が押印された金額未記入の出金伝票を作成したほか、学校徴収金取扱マニュアルに基づいた事務処理の不徹底等により、私的流用があったもの。

- ・教育委員会で認定した私的流用額 3,244,300 円
- ・私的流用があったとされる期間 令和5年3月
- ・金額未記入出金伝票の作成
- ・支出伺・収入伺、出納簿等会計書類の不存在、通帳と出納簿の確認及び四半期ごとの中間検査の未実施

ロ 措置の内容

<発生原因>

過去に在籍した事務室長が、金融機関の金額未記入の出金伝票に届出印を押印し、担当者に渡しており、その出金伝票を悪用されたもの。

また、私的流用のあった会計において、収入/振替伺い及び出納簿を作成しておらず、資金の流れが不明確であったことや、年度末の出納責任者の引継ぎにおける通帳等の現物確認が十分でなかったことなど、「学校徴収金取扱マニュアル」に基づく取扱いが徹底されていなかった。

<処理内容>

私的流用の発生確認後、教育庁総務課へ事故概要を報告し、指示を受け、対象職員への聴取及び在任期間の私費会計帳票等の再点検を実施した。

その後、職員の親族から弁済を受け、流用元会計に戻し入れを行った。

<再発防止策>

銀行印は校長が管理、通帳は常に金庫で管理し、通帳を使用するときに通帳管理者から手渡しで受け取り、使用後は通帳管理者に手渡しで返却する運用に改めた。

また、会計上の正式な手続きが行われていないものには、いかなる場合でも押印しない運用

を徹底している。

さらに、会計の統廃合を実施し、全ての会計を事務室が集中処理することとし、教員の事務負担軽減とチェックしやすい体制を構築した。

(25) 光明支援学校

イ 監査委員の報告の内容

委託契約において、予定価格を超えた額で契約締結していたものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

- ・ 件数 1 件
- ・ 業務名 事業系一般廃棄物収集運搬処理業務
- ・ 予定価格 1,000 円 (200 kgあたり)
- ・ 契約金額 1,100 円 (200 kgあたり)

ロ 措置の内容

<発生原因>

事業系一般廃棄物収集運搬処理業務の委託契約において、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3品目をまとめて単価契約を行ったところ、総額では予定価格内であったため契約締結したが、各品目の単価について予定価格の範囲内でなければ契約締結することができないという認識がなかったことから発生したものの。

<処理内容>

令和6年度の委託契約発注に際しては、適正な取扱いに改め、それぞれ単価契約として発注した。

<再発防止策>

担当者だけではなく事務室全体で、会計事務に関する研修会受講や各種資料により知識を習得するとともに、複数人でのチェックを徹底していく。

さらに、見積り合わせ調書を作成する際には、総額だけではなく、品目ごとの予定価格と見積価格を追記することとした。